

せいり ばんごう 整理番号	3-1-3	そうだん 相談レベル	3
ぶん るい 分類	どうにゆうへん 導入編		
こう もく 項目	ちいき まち 地域で守るべきルール		
ない よう 内容	はら 払わなければいけないもの		

1 想定される質問の背景

- いろいろなどころから請求書が来るが、どれを支払わなければならないのかわからない。
- 外国籍なのになぜ日本の税金を支払わなければならないのかわからない。

2 基本的な質問と回答

相談者 日本で生活する上で支払わなければいけないものは何ですか？

回答者 日本で生活する上で、支払う必要のある主なものは次のとおりです。日本に住所がある人、または引き続き1年以上在留する人は、国籍に関わらず納税の義務があります。

- 所得税、住民税、固定資産税、都市計画税、消費税などの税金
- 国民保険、国民年金、雇用保険、介護保険などの社会保険料
- 家や部屋の賃借料
- 電気、ガス、水道、NHK、電話、インターネットなどの使用料金
- 自治会または町内会の費用(加入した場合)
- 小中学校の教材費や給食費

相談者 支払わないとどうなりますか？

回答者 税金を支払わないと財産を差し押さえられたり、社会保険料を支払わないとサービスを受けられないことがあります。家や部屋の家賃を滞納すれば契約を解除される原因となりますし、電気や水道の使用料金を支払わなければ電気や水道を止められてしまいます。支払うべきお金を計画的に残すようにしましょう。

3 派生する質問と回答

相談者 使った覚えのないインターネットや携帯電話の使用料が請求されていますがどうしたらよいでしょうか？

回答者 ご家族に確認して、もし、使用の事実のない請求であれば、支払う必要はありません。何度も請求が来る場合もありますので、早めに、県や市町村の消費生活センターに相談してください。

⇒ 市町村消費生活相談窓口 13-5-4へ

⇒ かながわ中央消費生活センター

電話:045-312-1121(代) 受付時間:月曜日~金曜日(9:30~16:00)

⇒ かながわウィークエンド消費生活相談

電話:045-314-5586 受付時間:土曜日&日曜日(10:00~16:00)